

大館市農業委員会総会議事録

令和7年12月15日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和7年12月15日（月）午後3時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 301会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1 番	高坂 千悦	8 番	安部 幸美	16 番	阿部 重信
2 番	渡邊 久雄	9 番	斎藤 重春	17 番	畠山 繁司
3 番	岩澤 トシ子	10 番	石山 元一	19 番	小畑 純市
4 番	富樫 俊昌	11 番	小畑 美恵子		
5 番	伊藤 昇	12 番	嶋田 久美子		
6 番	菅原 一成	13 番	藤原 信雄		
7 番	小林 大樹	15 番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 2名）					
14 番	渡邊 久留美	18 番	藤盛 久登		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	渡辺 孝義			
	次長	加賀 至			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	5 番	伊藤 昇		6 番	菅原 一成
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

業務報告	11月総会～12月総会
報告第24号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第25号	賃貸借の合意解約通知について
議案第46号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第47号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第48号	転用の許可申請について（農地法第4条）
議案第49号	転用を伴う賃貸の許可申請について（農地法第5条）
議案第50号	転用を伴う所有権移転の許可申請について（農地法第5条）
議案第51号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

次長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会を始める前に、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

次長

会長ありがとうございました。

案件に入ります前に、1点資料の修正をお願いいたします。58ページ当面の行事日程ですが、1月6日の現地調査の担当委員を2番渡邊委員、3番岩澤委員に訂正をお願いします。

続きまして、案件に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要になります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号5番 伊藤 委員、議席番号6番 菅原 委員をお願いいたします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第25号まで一括して事務局から説明お願いいたします。

局長

1ページをお開き願います。

11月20日秋田県農業会議常設審議委員会が秋田市で行われ、会長が出席しております。11月26日全国農業委員会会長代表者集会及び農業者年金加入推進セミナーが東京都で行われ、こちらも会長が出席しております。

次に2ページをお開き下さい。

報告第24号農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

内訳は令和7年度9月総会において可決されたもので、3ページから4ページとなっております。

続きまして5ページをお開きください。

報告第25号賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する

6ページお開きください。

件数は42件。田の302,185㎡畑の3,806㎡になります。7ページからの内訳です。自作するためがNo.285と286です。売るためがNo.287から8ページのNo.289までとなっております。貸すためがNo.290から16ページのNo.308まで、贈与するためがNo.309、借人が規模縮小のためが17ページのNo.310から22ページのNo.326までとなっております。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

16番（阿部委員）

農事組合法人中野の土地について、次の借人が決まっているか、もしわかったらお願いします。

係長

決まっている場所と、決まっていない場所があります。法人が解散して清算してすべて解約になりました。その解約になった場所を法人の元代表の方の息子さんが基本的に作る場所と、3～4名の方が土地を借りて作るというのが決まっております。

16番（阿部委員）

決まっていない場所をあとで教えてください。

係長

わかりました。

議長

ほかにありませんか。

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第46号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

23ページをお開き願います。

議案第46号貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

24ページをお願いいたします。

経営拡張の16件で、田の122筆、193,203㎡であります。

内訳は25ページのNo.280から、31ページのNo.295となっております。また、別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

議案第46号について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第46号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第47号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

32ページをお願いいたします。

議案第47号、所有権移転の許可申請について。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、この可否について意見を求める。

33ページをお願いします。

経営拡張9件、受贈1件の計10件です。

田の15筆、畑の3筆、合計23,211㎡であります。

内訳は34ページNo.79から、37ページのNo.88までとなっております。

農地法の3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号までの不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

議案第47号について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので議案第47号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第48号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

38ページをお開き願います。

議案第48号、転用の許可申請について。

農地法第4条の規定による転用の許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり許可・不許可相当の意見を求める。

39ページをお願いいたします。

一般住宅の1件で、畑の3筆318.68㎡であります。

内訳は、40ページのNo.1となっております。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果を、議席番号1番の高坂委員よりご報告願います。

1番（高坂委員）

1番の高坂です。議案第48号No.1について、さる12月1日に小畑純市委員と事務局1名の3名で現地を確認して参りましたので報告いたします。

申請者の自宅は面積や敷地が広く、一人暮らしのため夏の草刈り、冬の除雪、雪下ろし、また住宅補修等管理していくには負担が大変大きいので、現在の自宅はおじにまかせ、隣接町内にある自分の土地に新たに規模を縮小した住宅を建築するものです。

申請地は41ページの位置図になります。

この場所は釈迦内体育館から南へ約400メートルに位置し、集落の中であり、周辺農地が10ha未滿の小集団の生産性の低い第2種農地で保全管理されておりました。

転用にあたっては大館市地域計画の除外申請により計画地域から除外してから進めております。42ページの配置図にあるように、平均30センチの表土入替を行い、東側、西側及び南側は隣接境界のレベルに合わせ、北側に市道の肩に合わせた勾配をつけることで宅内の排水を図り、隣接地への土砂の流出を防ぐ計画です。また、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置して

放流する計画であることから問題ないものと認めました。
以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議案第48号について審議いたします。
何かご意見質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第48号について、原案通り決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

次に、議案第49号を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

43ページをお願いいたします。
議案第49号、転用を伴う貸借の許可申請について。
農地法第5条の規定による転用を伴う貸借権及び使用貸借による権利の設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり許可・不許可相当の意見を求める。

44ページをお願いいたします。
資材置場1件、一般住宅1件の計2件で、田の3筆、畑の1筆、合計915㎡となっております。

内訳は、45ページのNo.1、No.2となっております。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果を、議席番号19番の小畑委員よりご報告願います。

19番（小畑委員）

19番の小畑です。議案第49号のNo.1とNo.2について、さる12月1日に高坂千悦委員と事務局1名の3名で現地を確認して参りましたので報告いたします。

No.1について、申請者は電気工事と建設工事業を営んでおり、事業を拡張するため、別に借地している倉庫兼資材置場が手狭になることから、新たに資材置き場の確保のために農地を借り受けるものです。

場所は46ページの位置図になります。

この場所は秋田自動車道大館南インターチェンジから西に150メートルの距離にあり、第2種農地で休耕地でありました。

転用にあたっては、大館市地域計画の除外申請により計画区域外としてから進めており、48ページの配置図にありますように、約20センチ厚の砕石を敷き、土砂流出防止として北東側水路ぞいは法面整形をし、南側は市道となっているため入口の許可を大館市から受け、排水は浸透柵を設置して受けて処理し、南西側は畑となっているため築堤を設置します。また、中央の338番の水路については機能を維持するよう管理し、その部分は使用しない計画です。資材置場であるため、汚水や生活雑排水はなく、雨水は浸透柵に受けることから、特に問題ないものと見てまいりました。

次にNo.2について報告します。申請者は母親と弟夫婦と同居しており、今後、母親と同居し介護のしやすい住宅を新築するため農地を借り受けるものです。

申請地は47ページの位置図になります。

この場所は、大館市真中出張所から西に約600メートルの距離にあり、第2種農地で保全管理されておりました。

転用にあたっては、大館市地域計画の除外申請により計画区域外としてから進めており、49ページの配置図にありますように、約10センチの表土入替で隣接地と高低差を生じさせないようにし、東、南側は貸主所有の畑であります。北側は乗入口を施工するため法定外公共用財産道路に工事許可申請を予定しており、西側境界はコンクリートブロックで仕切られているため、土地の雨水排水は北側の法定外公共用財産道路の側溝へ自然流下とする計画です。また、汚水や生活雑排水は公共下水道に接続する予定であるため、特に問題ないと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議案第49号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第49号について、原案通り決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第50号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

50ページをお願いいたします。

議案第50号、転用を伴う所有権移転の許可申請について。

農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり許可・不許可相当の意見を求める。

51ページをお願いいたします。

駐車場1件の畑1筆577㎡であります。

内訳は、52ページのNo.5となっております。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果を、議席番号19番の小畑委員よりご報告願います。

19番（小畑委員）

19番の小畑です。議案第50号No.5について、さる12月1日に高坂千悦委員と事務局1名の3名で現地を確認して参りましたので報告いたします。

申請者は建設業を営んでおり、本社敷地が手狭なため資材置場が近隣に分散している状態で、ダンプトラックの駐車場も同所に分散しているため資材車両管理の安全性が懸念されることから、本社敷地で管理集約する計画です。そのため、これまで本社敷地にあった従業員駐車場を他に求めなければならず、譲渡人から農地を譲り受けて従業員駐車場を確保するものです。

申請地は53ページの位置図になります。

この場所は比内中学校から南西へ約150メートルに位置し、集落の中にあつて、周辺農地が10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地で休耕地でありました。

転用にあたっては、大館市地域計画の除外申請により計画区域外としてか

ら進めており、54ページの配置図にありますように、平均30センチの表土入替を行い、北側、南側及び県道に隣接する東側は隣接レベルに合わせ、西側に浸透式沈殿柵を設置し、これに向けて微勾配をつけることで土地内の排水を図り、隣接地への土砂流出を防ぐ計画です。また、表層は砕石敷とするほか、県道乗り入れ口はアスファルト舗装としますが、県道の工事は行わない予定です。駐車場敷地であるため、汚水や生活雑排水はなく、雨水は地下浸透と浸透式沈殿柵を設置することで対応するため、特に問題ないものを見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議案第50号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

6番（菅原委員）

沈殿柵は、設けることが条件になっているのですか。

係長

安全を期して設置しているようです。必ず設けなければいけないというものではないです。

議長

ほかに何かありませんか。

ないようですので、議案第50号について、原案通り決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第51号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

55ページをお願いいたします。

議案第51号農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について。

農用地利用集積等促進計画案について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり、意見を求める。

56ページをお願いいたします。

令和7年度、農用地利用集積計画第8号であります。

全て所有権移転で件数は6件、田の合計18,609㎡であります。

内訳は、57ページとなっております。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

議案第51号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

無いようですので、議案第51号について、原案の通り決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、許可相当と決して、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたします。

それでは事務局より、当面の日程について説明してください。

局長

58ページをお願いいたします。

当面の行事予定であります。

本会主催以外の会議ですが、12月24日、秋田県農業会議常設審議委員会が秋田市で行われます。

あとここに記載はないのですが、12月22日月曜日大館市農業再生協議会第1回臨時総会が大館市で行われます。以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの行事日程について何か、質問等ございませんか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項と何かありましたら。

議長

皆さんから何かありますか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

次長

会長、ありがとうございました。

大館市農業委員会総会を終わります。

皆さんお疲れさまでした。

午後3時45分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月15日

議 長

議事録署名委員 5番

議事録署名委員 6番

農地法第3条調査書

議案第46号 No.280	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市片山字八坂・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	埼玉県所沢市大字牛沼・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市沼館字神館・・・
作成者	農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり管理ができないため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月2日 安部 幸美 農業委員と丸岡 信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.281	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字長沼布・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		青森県青森市篠田2丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり管理ができないため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月4日 藤原 信雄 農業委員と菅原 徹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.282	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字長沼・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		青森県青森市篠田2丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり管理ができないため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月4日 藤原 信雄 農業委員と菅原 徹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.283	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市出川字上屋布袋・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大子内字三ツ梨・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月7日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.284	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市櫃崎字館下・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市櫃崎字大掘宅地・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市櫃崎字大掘宅地・・・
作成者	農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月6日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.285	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字家ノ下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大掘宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大掘宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月6日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.286	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字家ノ下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大掘宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大掘宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月6日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第46号 No.287	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字出川道上・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大掘宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大掘宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月6日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.288	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		埼玉県入間市高倉2丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町大葛字長部・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり管理ができないため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.289	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字浦田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字浦田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.290	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字南部沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月7日 渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.291	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字前田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋古屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.292	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字中仕田前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月2日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.293	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字長谷地岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字堤下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字上屋敷・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月2日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.294	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字前田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第46号 No.295	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字上館沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第47号 No.79	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市粕田字粕田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		静岡県浜松市浜名区東美蘭・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山館字沢口・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり農業を廃止とするため譲受人を探していた。今後は、受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月5日、浅利 瑞穂 農業委員と藤盛 久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第47号 No.80	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市軽井沢字家ノ後・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市軽井沢字五輪岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり管理ができないため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月1日 畠山 繁司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第47号 No.81	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字村下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字村下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字背中町・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月4日 小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第47号 No.82	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字中前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		秋田市新屋勝平台・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字高村・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり農業を廃止とするため譲受人を探していた。今後は、受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月4日 小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第47号 No.83	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字上出向・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		神奈川県綾瀬市吉岡東5丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字下川端・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が県外に住んでおり管理できないことから規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、12月3日、菅原 一成 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第47号 No.84	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市立花字上立花・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市立花字塚ノ下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市立花字塚ノ下・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月2日 安部 幸美 農業委員と丸岡 信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第47号 No.85	<input checked="" type="radio"/> 所有権移転 <input type="radio"/> 賃借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字十三森・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字十三森・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市立花字塚ノ下・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>申請地は、譲渡(貸)人は病気により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え</p> <p>る。</p> <p>なお、12月2日 安部 幸美 農業委員と丸岡 信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない

農地法第3条調査書

議案第47号 No.86	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字上大岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山館字沢口・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第47号 No.87	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町谷地中字放関・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町谷地中字大巻・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日 菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第47号 No.88	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字赤沼・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、12月4日 藤原 信雄 農業委員と菅原 徹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)